

令和8年度

箕輪町地域包括支援センター運営方針(案)

「地域包括支援センターの設置運営について」
(厚生労働省老健局関係課長通知)に基づく
直営型地域包括支援センターの運営方針

1 方針策定の趣旨

この「箕輪町地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的とする。

2 地域包括支援センター設置の目的

箕輪町民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域づくりを推進することが必要である。

医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者の連携・調整を推進するための中核機関として、地域包括支援センターを設置する。

3 地域包括支援センターの位置づけ

(1) 地域包括支援センターは、日常生活圏域である町内全域を担当し、介護保険の保険者である町が行う業務の一環として高齢者福祉事業のほか、地域支援事業の企画立案から事業運営まで全般的に取り組む。

(2) 地域包括支援センターは、町直営の機関として、町役場本庁舎内に設置し、地域包括支援センターの業務と高齢者施策全般及び他の関連施策との密接な連携を図る。

4 業務共通事項の実施方針

(1)事業運営体制の充実、事業計画の策定と評価・改善

①事業委託事業所との会議、事業所連絡会・研修会等を通じて地域包括支援センターにおける業務の実施方針を明示するとともに、地域包括支援セン

ターの事業計画策定を通じて、町と地域包括支援センターの運営方針の共有及び連携の強化を図る。

- ②地域包括支援センターは、地域の実情及びニーズに合った事業計画を策定し、町民にわかりやすく周知するとともに、事業計画に基づいた事業を実施しているか評価を行い、必要な業務改善を行う。
- ③地域包括支援センターの自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業の点検・評価を行うとともに、地域包括支援センター運営協議会等を通じて、行政、委員会による点検・評価を受ける。
- ④地域包括支援センターの事業評価の結果を活用して、関係機関への支援・助言等の充実や、関係機関との情報共有等を図る。
- ⑤町の広報媒体等を用いて、地域包括支援センターのPRを推進する。

(2) ニーズ等に応じた業務の実施

関係機関と連携し町全体の実状やニーズを把握し、業務に活用する。

(3) 地域包括支援センター職員体制・職員の確保・育成

- ①地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、専門職の専門性を活かしながら、相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践するとともに、地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及びボランティア等との多職種連携を通じて、効果的な高齢者支援を行う。
- ②地域包括支援センター職員の資質向上に向けた研修計画を策定し、計画的な研修の開催や参加を行う。
- ③地域包括支援センター職員は、地域住民の支援にあたっては、常に住民の最善の利益を図るために、自己研鑽に努める。併せて、地域の関係機関等とのネットワーク構築の観点から、情報共有、業務協力、交流等を通じて、専門職間の連携を効果的に進める。
- ④地域包括支援センターの運営体制状況に応じ、必要な地域包括支援センター職員を募集する。

(4) 個人情報保護の徹底

町の個人情報保護に関する規程に従って、地域包括支援センターにおける個人情報保護の徹底を図る。

(5) 利用者満足の上

利用者が利用しやすい相談性を整える。また、苦情対応の実施方針を明示するとともに、事業所や住民から苦情について報告を受ける場を設ける。

(6)公正・中立性の確保

- ①地域包括支援センターが公正かつ中立性を確保して、介護サービス事業所・施設、居宅介護支援事業所等の紹介を行うことを徹底する。
- ②箕輪町地域包括支援センター運営協議会において、公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について報告・説明等を行い、承認を受ける。

5 個別業務の実施方針と事業計画

事業名	実施内容（運営方針）	具体的な取組み
総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは、本人、家族、地域、関係機関からの相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能を果たします。 ・複雑化する生活課題に対応するため、関係機関、地域等とのネットワークを強化し、相談支援を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの周知・広報、サービスや制度に関する普及啓発活動 ・総合相談対応、計画、コーディネートを行う人材の育成 ・関係機関等との定期的な意見交換、会議・行事等への出席 ・独居高齢者・高齢者のみ世帯等訪問による実情把握・分析
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進のため、関係機関と情報共有を図ります。 ・高齢者・障がい者虐待防止の推進ネットワークを強化し、虐待事例や虐待が疑われる事例に迅速に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する普及啓発 ・権利擁護ネットワーク連携協議会の運営、個別事例検討の開催 ・中核機関としての相談支援 ・専門職向け研修の実施 ・おひとり様の支援に向けた検討
包括的・継続的ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員が利用者の自立支援を意識したケアマネジメントを実施するように支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネージャー連絡会及び研修会の実施 ・自立支援型個別ケア会議の実施 ・ケアプラン点検
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者等の生活課題の解決を図るため、個別ケア会議及び地域ケア会議を通じて地域のネットワークの構築を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の開催（町全体・地区レベル・個別レベル）
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なサービス（総合事業・インフォーマルサービス等）の積極的な活用により自立支援型ケアプランの作成を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援を意識したプラン作成、評価に関する研修

介護予防・日常生活支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回以上の外出の機会を創出し、高齢者のフレイル予防を推進します。 ・箕輪町の特性にあった総合事業を展開し、自立支援・重症化予防を進めます。 ・リハビリテーション職が事業者や地域と連携し、自立支援・重症化予防を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ふれあいサロンやいきいき百歳体操への支援 ・フレイル予防の取組みの実施 ・総合事業実施体制見直しの検討 ・地域リハビリテーションの展開
在宅医療・介護連携推進業務	<ul style="list-style-type: none"> ・人生の最終段階について考える機会を持つように支援します。 ・医療介護関係者の連携を図るための研修会を実施します。 ・医療介護関係者間の連携システムにより多職種の効果的な連携を勧めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人生会議に関する広報、出前講座の実施、終活セミナーとのタイアップ、ACPの普及啓発 ・救急医療情報キットの普及啓発・内容の更新 ・医療介護関係者向け研修会 ・医療介護連携電子連絡帳の導入
認知症総合支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。 ・認知症への早期発見・早期対応に向け、資源の充実と活動を推進し、認知症の方やその家族へ適時適切な支援の提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チーム支援 ・認知症見守り支援事業（すまいるサポート事業）の実施、認知症状による見守りが必要な方の「あんしん見守りサービス」への登録・認知症損害賠償保険事業・認知症QRコードシール事業の推進 ・認知症の方やその家族への支援（認知症カフェ・家族会の開催） ・認知症の早期発見・対応に向けた広報・普及啓発活動の実施
生活支援体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決のため、地域の支え合いの体制づくり、社会参加の促進、資源開発、政策形成を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな資源の開発・担い手の発掘、担い手の養成 ・第1層・第2層協議体の開催 ・地域主体の通いの場の検討

箕輪町地域包括ケアシステム推進体制(高齢者福祉計画より抜粋)

① 個別地域ケア会議

支援が難しい高齢者等の個別の課題を解決するために、医療・介護等の専門職、民生委員・児童委員、地区役員等の多様な関係者が協働して行う会議です。地域包括支援センターが会議を開催します。

② 地域ケア会議

地域の高齢者等の生活課題の解決のために、地区社協や地区安全安心協議会等（以下「地区社協等」という。）の地域の関係者が地域の実態把握や個別課題の分析を行い、地域のネットワークづくりを検討するための会議です。地区社協等や生活支援コーディネーターが会議を開催します。

③ 地域包括ケアシステム推進協議会

個別地域ケア会議、地域ケア会議で把握された町全体の課題を整理し、各種事業や町全体の取組について検討するための会議です。町が会議を開催します。

④ 関係団体等による協議体組織

医療と介護の連携や権利擁護、要配慮者の災害対策等について具体的に協議し、推進するために関係団体等による協議体を組織します。

